

京都大学学術情報メディアセンターコンテンツ作成内規

[平成18年6月27日教員会議決定]

(目的)

第1条 この内規は、京都大学学術情報メディアセンター（以下「センター」という。）のコンテンツ作成共同研究企画委員会内規第3条に基づき、コンテンツ作成共同研究（以下「共同研究」という。）の公募、審査、成果の管理等の基準・方法に関する事項を定めることを目的とする。

(共同研究の公募)

第2条 共同研究の内容は、学内及び学外への公募に基づいて決定する。

(共同研究の代表者)

第3条 前条の公募に申請できる者（以下「申請代表者」という。）は、次の各号による。

- (1) 本学の教員
- (2) 他大学の教員
- (3) その他コンテンツ作成共同研究企画委員会委員長が適当と認めた者

(共同研究の組織)

第4条 共同研究は、前項の申請代表者及びセンターデジタルコンテンツ研究部門所属の教員若干名によって組織される。

2 前項の研究組織には、必要に応じて研究分担者を加えることができる。

(研究計画書の提出)

第5条 第3条に規定する者が第2条の規定による公募に応ずる時は、研究計画書をコンテンツ作成共同研究企画委員会委員長に提出しなければならない。

2 前項の計画書の様式については、別に定める。

(研究計画の審査)

第6条 前条第1項の規定により提出された研究計画書は、コンテンツ作成共同研究企画委員会において採否を審査する。

2 前項の審査で採択する共同研究は、当該年度におけるコンテンツ作成共同研究のための予算範囲内で当該年度中に完了可能なものに限る。

3 コンテンツ作成共同研究企画委員会委員長は、前項の結果採択された共同研究計画について、申請代表者にその旨を通知し、共同研究の実施を許可する。

(共同研究の実施)

第7条 前条の規定により採択された共同研究の組織は、センターのコンテンツ作成室の協力の下に、計画書に記載された内容に従って、共同研究を実施するものとする。

(共同研究の進行状況及び結果の報告)

第8条 共同計画の申請代表者は、共同研究終了後3ヶ月以内に、共同研究によって得られたコンテンツの内容をコンテンツ作成共同研究企画委員会委員長に報告しなければならない。

2 コンテンツ作成共同研究企画委員会委員長は、共同計画の申請代表者に、必要に応じて共同研究の進行状況についての報告を求めることができる。

(コンテンツの管理)

第9条 共同研究によって得られたコンテンツは、本学に知的財産として届け出ることを原則とする。

附 則

この内規は、平成18年6月27日から施行する。

附 則

この内規は、平成19年11月20日から施行する。

附 則

この内規は、平成22年6月22日から施行する。